

愛媛大学学術支援センター受託試験取扱規程

〔平成 27年 4月 1日
学術支援センター運営委員会決定〕

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学学術支援センター（以下「センター」という。）が他の官公庁、会社等（以下「学外」という。）からの依頼を受けて行う受託試験の取扱いについて定める。

(受託試験の範囲)

第2条 センターが学外から依頼を受けて行う受託試験は、センターが保有する機器等を用いて行う測定、作製又は動物実験をいう。

(申請)

第3条 受託試験を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、別に定める申請書を愛媛大学学術支援センター長（以下「センター長」という。）に提出し、承認を得なければならない。

(受入条件)

第4条 受託試験の受入れの条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第7条に定める受託試験の料金は、愛媛大学（以下「本学」という。）が発行する請求書に基づき、原則として受託試験開始前日までに支払うものとする。ただし、センター長が特別の事情があると認めた場合は、後納することができる。
- (2) 依頼者からの要請により受託試験を中止した場合においても、納付された受託試験の料金は返還しない。ただし、特別の事情がある場合には、その全部または一部を返還することがある。
- (3) 次に掲げる場合には、依頼者の受ける損害に対してセンターはその責を負わない。
イ やむを得ない事由によって受託試験を中止したため損害が生じたとき。
ロ 受託試験を行うために提出された材料等や実験動物（以下「材料等」という。）に損害が生じたとき。
- (4) 受託試験の実施にあたり、センター長が必要と認めたときは、依頼者に材料等の再提出を求めることができる。
- (5) 材料等の搬入及び搬出は、原則として依頼者が行うものとする。
- (6) センター長が受入れできないと判断した材料等については、受入れを拒否することができる。

(受入れ及び結果の通知)

第5条 受託試験の受入れ及び結果の通知は、センター長の定める手続きを経て行うものとする。

(機密の保持)

第6条 センター長及び依頼者は、受託試験で得られたデータ、作製した成果物、知り得た情報等について、あらかじめ協議のうえ、非公開とすることができます。

- 2 依頼者は、受託試験で得られたデータ又は作製した成果物を公表する場合、原則として本学及びセンターナー名を使用することはできない。また、本学を特定できる表現も同様とする。ただし、センター長が認めた場合はこの限りではない。
- 3 前項の規定に反して学外に公表したことにより本学が受けた被害及び損害については、依頼者が賠償するものとする。

(受託試験の料金)

第7条 受託試験の料金は別に定める「受託試験料金表」のとおりとする。ただし、センター長が必要と認めて材料等の提供を要請した場合には、料金を収納しないことができる。

- 2 受託試験の料金は、本学が発行する請求書により収納する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、受託試験の実施に必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2. 愛媛大学総合科学研究所支援センター受託試験取扱規程（平成21年3月31日総合科学

研究支援センター運営委員会決定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。